



〔個人から世帯課税へ〕



専業主婦は
優遇されている!?

nobvko
《水野暢子》

甘利明経済再生担当相は7日の閣議後記者会見で「（世帯単位への見直しが）税金や女性の働き方にどのような影響を与えるのか広範な分析を行う」と述べ、経済財政諮問会議や産業競争力会議で議論を進める考えを示した。

2014年3月7日の産経デジタルのニュースサイト「iZa!」は、政府・与党（自民・公明）が所得税の課税対象を個人から「世帯」単位に見直すことに着手することを報じました。

同じ日の日本経済新聞のWeb刊も

麻生太郎副総理・財務・金融相は7日午前の閣議後記者会見で、所得税の課税対象を個人単位から世帯単位に見直すことについて「検討してみたい」との意向を示した。一方で「（安倍政権の）成長戦略が目指す女性の活躍推進に逆行するのではないか」とも指摘した。

と報じています。

ついに動き始めた、所得税の課税対象単位の再検討。

単に税金の取り方の問題にとどまらず、国民一人一人の暮らし方や意識、そして将来の社会の在り方を大きく左右するこの問題。

国家の存亡に関わるとさえ言える課題に、ひとり挑み続けた女性がいました。

これは、永田町や霞ヶ関の動きに大きな影響を与えた・・・はずもない一介の専業主婦が、2007年から2012年の5年間にわたって、今は無き「iZa!ブログ」で振り回した蠮螋の斧の記録です。

*2013年には財務省HPに『[主要国における課税単位の概要](#)』というページが掲載されました。

世帯単位の税制へと進みませんか？【2007/02/17】

専業主婦だった方が42歳で離婚。

時給の低い仕事を70歳までの約30年間懸命に続けて、73歳の今は息子さんの扶養家族になっていらっしゃるとの産経新聞の記事（2007年2月15日付「崩れゆく支え合い一格差時代の社会保障その8」）を読みました。

下のお子さんの中学校卒業まで生活保護を受給したり、障害を持った長男さんを奨学金で大学に行かせたりと、彼女が30年の間に重ねたご苦労は察するに余りあります。

だからこそ残念だったのは、彼女の

「障害のある息子が働けるようになったから、やっと人並みの生活ができるようになりました。それなのに、専業主婦は保険料を払わなくても年金がもらえる。夫が亡くなったら遺族年金がもらえるなんて・・・」

という言葉。この言葉を受ける形で、記事は年金制度が単身者に不利になっているという解説を展開していきます。

でも、なんか変な感じがするんですね、この記事。

この手の解説で毎度毎度繰り返される、専業主婦は年金制度に寄生しているかのような説明ももちろんそうです。しかし一番引っかかるのは、冒頭に紹介されている彼女の言葉から連なる記事の流れです。

「絶対に（離婚届に）判を押したらあかん」

との言葉からは、専業主婦を僻んでいるところか、かつて専業主婦として家庭を支えた昔を思い起こして、今に至る道を選んだことへの悔いが伝わってきます。そしてその悔いは、年金面での不公平を感じたその一点のみに向けられているとは思えません。

だって、そもそもこの記事はこう始まっているのですから。

「離婚した女性の低年金化を防ぐため、今年4月から離婚時の年金分割制度が始まる。しかし、大阪府に住む永山登美子さん（73）=仮名=は離婚に反対する。」

ところが記事は、永山さんのご苦労を切切と描き出した後で

「遺族年金の人は税金がかからない。海外旅行に出かけて優雅に暮らしている人もいるのに、どうして・・・」

と来たもんだ。(笑)

この記事ってあれですか？ 永山さんの苦難の人生を出汁にして、保険料を払わず年金を受け取れる専業主婦はずるって印象に誘導しようっていう、今どきはやりの「あるある」企画ですか？

さて、本当に専業主婦は保険料を支払っていないと言えるのでしょうか。

日本の法定財産制は米国カリフォルニア州などが採用している共有制とは異なり、別産性となっています。そのため、個人名義での収入がない者は財産を持つことはできません。

ですから、自分名義の財産を持たない専業主婦が夫に先立たれた場合、夫の銀行口座から自由にお金をおろして葬儀費用を用立てることもできません。相続手続きをしない限り、子供の教育費用を用立てることもできません。

いっぽう共有制では、夫婦どちらかのみが収入を得ていようが二人それぞれに収入があろうが、財産は夫婦それぞれの貢献により形成されるものと考えられますから、どちらかが先立ったとしても残された側が経済的にも取り残されることはありません。

年金保険料の負担についても、共有制の枠で考えれば夫のみの収入であろうが共稼ぎであろうがその収入は夫婦二人のもので、年金保険料も夫婦二人で払っていると素直に理解することができます。

しかし、別産制では専業主婦には収入のないものとされますから、保険料をとることはできません。とはいえ、夫一人が負担する形になっている保険料は、共有制で考えた場合の夫婦あわせての年金保険料と同額のものであり、実質的には専業主婦も保険料を負担していると考えの方が自然です。

例えば、夫婦あわせて600万の収入である場合、別産制であろうが共有制であろうが、共稼ぎであろうがなかろうが、世帯として負担する年金保険料額は同じはず。さらに言えば、独り身で600万円を稼いでいるキャリアウーマンも基本的に同じはず。

でも、夫婦別産制の枠組みのなかでは、収入を得ていない妻（あるいは夫は）はあたかも家族の財産形成と社会的負担に一切貢献していないことになっちゃってますよね。

おまけに昨今の個人情報保護法のおかげで、もしもの場合に備えて夫に掛けている保険についての問い合わせを妻がしても、契約者本人ではないからと答えてもらえない始末。(笑)

こんなに蔑ろにされるんなら、と「損をしたくない」女性たちは自己資産を形成するため、結婚して子を授かっても他人に預けて共働きし続けるようになるんですよね。

その上、日本の離婚制度は他に類を見ない「協議離婚」ができる為、離婚した夫婦が社会に与える負の影響、例えば慰謝料や子の養育権について第三者によるチェックが一切なされずに離婚できてしまうとのこと。

決して望んでのことではなく、色々なご事情から女手（あるいは男手）ひとつで子供を育てなくてはならない方もあるでしょう。ご夫婦そろっておいでも、経済的なご事情からお子さんを預

けての共働きを余儀なくされている方もあるでしょう。

老親の介護については、例え経済的に多少の余裕があったとしても、精神的に抱えきれない負担が介助者にかかってくるケースも多いでしょう。

そんな方たちに対して、税金や社会保険などを使って支援サービスを整えることは当然です。しかし、支援サービスがあるなら使わなきゃ損とばかりに、自分の働きたいという欲求を叶えるために公費が投入されているサービスに子供を預けて働くことと、自らの手で育児や介護をすることのどちらが社会的なコストを増大させているのか、その答えは明白です。

今回の記事のケースで考えるべき問題点は、永山さんが何らかの理由で離婚した後お子さんたちを育て上げなければならなかったことと、そのための仕事で得られる時給が低かったという2点です。それがどうして「専業主婦はずるい」にすり変わるのか、理解に苦しみます。

その上、この記事を読むと、永山さんは他人をずるいと妬むばかりで生活保護や奨学金という社会の助力を得たことに感謝しない人、と映ってしまいます。

そんな失礼な描き方、するものでしょうか・・・。

もしかしてこの記事、働く女性である記者や編集者の「専業主婦観」が投影されたフィクションだったりして！？

専業主婦は優遇されている？【2008/11/26】

専業主婦の世帯は、ホントに優遇されているんでしょうか？

先日も産経新聞の人生相談コーナーで、それに関するシングルマザー（それとも共働き？）の方の不満表明の投書が載っていたんですが、回答の先生もその点については特に否定もしないで「助け合い」なんてアドバイスしていたので、余計気になってしまったワタシ。

で、[興味深いサイト](#)を見つけました。

それは、収入から各種保険料（年金、健康保険、介護保険）や税金（所得税、住民税など）を抜いた可処分所得について、世帯収入とその割合別に、2005年に筑波大学で研究されている方々が調べたものでした。

要は、世帯収入が同じなら、専業主婦（片働き）世帯はそうでない世帯よりも可処分所得が少ない。

つまり、専業主婦世帯はより多くの公的負担によって社会を支えている、ってことらしいんですよ。

なのになんで、専業主婦世帯は上記のような苦情を、かなりの頻度で受け続けなくてはならないんでしょう???

「専業主婦は年金を直接払っていないのに、同じようにもらえるなんてズルイ」ってこともよく言われますが、厚生年金保険料は収入に応じて決まり、働いていた時の平均収入に応じてもらえる年金額もそのようにバランスされているようですから、世帯で見た時には公平、ってことになるのでは・・・ということは『世帯単位の税制へと進みませんか？』にも書きました。

それでも根強い共働き世帯やシングル世帯の年金不公平感は、どうやら政府の厚生年金部門が国民年金部門に対して支払っているという「基礎年金拠出金」に関しての不公平感らしいので、調べてみました、基礎年金拠出金の算出方法。

「基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する、当該厚生年金の加入者である第2号被保険者及び、その配偶者である第3号被保険者の合計数に相当する比率を乗じて得た額とする。」

計算式に専業主婦の頭数が入っていて、国民年金部分が専業主婦にも同額支払われている、っていう図式が頭にくるんでしょうか。

でも、これが専業主婦世帯優遇に直結するのかわかりません。

仮に専業主婦世帯のほうがそうでない世帯に比べて、年金保険料支払額に対する年金受給額の割

合が多いとして、前述の筑波大学の研究者さんたちの分析によれば、公的負担の額は専業主婦世帯のほうが多い訳ですから、トータルとしてはバランスするようになっているのかも・・・。

基礎年金拠出金の算出式が不公平！ 頭に来る！ という人には、社会のあらゆる場面を想定して是非とも公平さを追求して欲しいと思うワタシ。

例えば、共働き世帯や子供ありのシングル世帯が利用する保育園の運営コストの大半は税金が充てられているようですが、その税金は保育園を利用せず自分で育児をしている専業主婦世帯や子供のいない世帯も負担しています。ネ？ 不公平でしょ？

でもまあそのことを指して、「私たちは損をしている！」と不平不満を言う人もあんまりいないとは思うんですけど・・・。

そういえば筑波大学の研究者さんたちは、件の論文の結論部分で、

マスメディアは、公平性の観点から専業主婦に社会保険料を負担させるとともに配偶者控除も廃止することが必要であるとするが、今回の分析結果から分かれるとおり、それでは不公平はさらに増幅される。税・社会保障負担をトータルで考える場合、社会保険料の全員負担と基礎控除制度の縮小廃止を実施するならば、他の先進国で行われているような2分2乗あるいはN分N乗（所得を夫婦、あるいは家族の人数分で割って、その所得額に対して累進税率を適用する制度）を同時に導入しなければ、共働き世帯にきわめて有利な不公平な税制となる。このように、マスメディアは、制度の一部のみを伝えることで、大きな不公平をもたらす税、社会保障制度をあたかも「公平」であるかのごとく伝えている結果となっている。

と書いています。

ここまで言われて黙ってられます？ 産経新聞さん。（笑）

産経新聞さんにはこの辺りの、「世帯ごとの公的負担」と「世帯ごとに享受している公的サービスや社会保障」のバランスについての全体像を、きちんと調べてわかりやすく説明して頂きたいなあ。

無理！？

それから、「2分2乗あるいはN分N乗」っていう制度のことを詳しくお願いします♪

だから「共有制」にchange！【2009/06/06】

「所得再分配は収入の高い方から低い方へすべきなのに、長期間働いた人が短期間働いた人へとか、単身や共働きの世帯が、会社員と専業主婦の世帯へなど、生き方や価値観で所得移転をするのはおかしい」

と一昨日の産経新聞社会面で批判なさっていた、日本総合研究所の西沢和彦主任研究員。

「収入の高い方から低い方へ」の再分配。

長期間働いたら、結果として短期間働いた人よりも、生涯収入は高くなるのではないのでしょうか？

所得を世帯単位で考えれば、単身だろうが共働きだろうが、会社員と専業主婦世帯だろうが、その区別を意識する必要はないのではないのでしょうか？

そろそろこういう「誤解」を解くためにも、夫婦財産を別産制から共有制へと移行しませんか？
何度も言うようで恐縮ですが、専業主婦世帯だけこうした言われなき中傷を受け続けるのはもうご免です。

そして現行の年金制度をどうするか、真剣に考えましょうよ。

私なんかは戦争体験世代に対しての年金支給が終わったら、団塊世代以降の年金は支払わなくていいかも、なんて思ったこともあります。（笑）

でも、もしもそうしてしまったら、弱い立場の人たちはどうやって老後を過ごせばいいのでしょうか？

「相互扶助なんてきれいごと」なんて、本当に言われてらるのでしょうか。

家族で出来る限りの自律をし、弱い立場の人たちを支えられる社会。

もう、勘違いや妬んでる場合じゃないと思います。

GDPに換算されないもの【2009/09/06】

東レ経営研究所のレポート「子ども手当の導入が家計に与える影響— 520ケースのシミュレーション—」（2009年9月4日）を読みました。

最初のページに研究結果の概要が7項目にまとめられていますが、全体として共働き家庭に共感する恣意的なものを感じたのは私だけでしょうか。

なかでも

「5 そもそも（これまでは児童手当が給付されていた）「子どもが1人だけの年収817万円の片働き（専業主婦）世帯と（同じく給付されていなかった）「子どもが4人もいる年収902万円（夫の収入のみ）の共働き世帯」と比べて、どちらが裕福だろうか。子沢山で経済的負担も大きく、共働きで時間的な余裕もない家庭の方がいろいろな意味で子育ては大変なのではないか。こうした「経済的なゆとりも、時間的なゆとりもない世帯」にとっては、今回の子ども手当の導入は朗報といえよう。」

という記述には、大いに異議あり！です。

後者の家庭の方が大変、と東レ研究所の方はおっしゃっていますが、「子どもが4人もいる年収902万円（夫の収入のみ）の共働き世帯」には、なぜか奥様の収入が書かれていません。

ちなみにこのレポートでは、共働き世帯の総収入を考える際、全体を10とした場合、夫6：妻4の割合で計算しているようですので、夫の収入が約900万円というこのご家庭の場合、奥様の収入は600万円ということになり、総じて1,500万円の世帯収入があるご家庭となります。

前者の世帯収入817万円の専業主婦家庭と比べて、「時間的なゆとり」はともかく、「経済的なゆとり」は十分あるのではないのでしょうか。

そもそも、子ども手当が家計に与える影響について考えるなら、こうした漠然とした印象ではなく、「世帯収入」対「子育て費用」の割合、そして「子ども手当」が家計全体に与える「インパクト」を数量化してグラフで明示して欲しかったです。

専業主婦が社会保険料負担を免除されている点や、配偶者控除があることを理由に、「専業主婦はずるい」という論調がマスコミに見られますが、それが大きな誤解であり、「夫婦両方が中・高所得者の共働き家庭」の方がよほど公的負担が軽いことを明らかにした2005年の筑波大学のレポートについては、『専業主婦は優遇されている？』で紹介しました。

専業主婦世帯の方が、共働き世帯よりも公的負担（年金、健康保険、介護保険、所得税、住民税など）を多く支払っているという同レポートの考察を、マスコミはもっとアナウンスして欲しいです。

今回の子ども手当導入に前後して配偶者控除が廃止されるそうですが、まずはこうした税制上の

不公平を是正すべきではないでしょうか。

専業主婦（あるいは専業主夫）を、「経済的対価を得る労働に従事する者に寄りかかって暮らす者」と位置づけるのではなく、社会の最小単位である家族の心身の健康と成長や介護、そして家族が暮らす地域を社会として成り立たせるために多くの役割を担っているという事実を認めただ上、税制そのものを現行の個人単位から世帯単位へと移行させるのです。

そのうえで、フランスなどで行われているN分N乗課税（世帯全体の所得を家族の人数分で割った額に対して累進税率を適用する制度）を導入するのです。

それが無理というのなら、せめてアメリカやドイツのように、個人単位方式か2分2乗方式かを各家庭で選択でき、配偶者控除は就労の有無に関係なく一定額あるという制度に改革してほしいと思います。

そういった税制改革のなされないまま子ども手当だけをスタートさせ、配偶者控除を撤廃するようであれば、専業主婦世帯をねらい撃ちにした不公平なもの、と言われても仕方ないと思われます。

子育てを国として支援するのは、次代を「健やかな社会」とすることであって、取りあえず将来の労働人口を増やせば良いという安易なものではないはずで

す。健やかな社会を実現するために何より肝要なこと。

それは、次代を担う子どもたちがどのような家族、家庭環境で育つことがより好ましいのか、皆でイメージし実践することです。

子ども手当の財源確保のために、全ての大人を「家庭の外」で働かせるよう誘導する政策は、鳩山代表がその論文で示している「われわれが真に豊かな社会を築こうというとき」「層の厚さが問われる」「GDPに換算されないもの」の基盤を脆弱にしていくものに他ならないと思うのですが、いかがでしょうか民主党さん？

（なお、東レ経営研究所のレポートは無断転載禁止とありましたが、引用だけですのでお許し願いたいと思います。）

子ども手当と配偶者控除【2009/10/07】

なんで子ども手当の財源のために、配偶者控除が撤廃されなきゃならないんですかあ？
考えれば考えるほど、理由（わけ）わかんなくなるんですけどお〜。

そもそも配偶者控除って、税制上の公平さを保つためのものですよ？

日本の現行の税制は、個人単位課税方式。

だから例えば、同じ700万円の世帯収入で見た場合、「夫（あるいは妻）の所得が700万の専業主婦（／夫）世帯」と、「片方の所得が200万&もう片方が500万の共働き世帯」の所得税は・・・

*700万の税率：23%、控除額：63万6000円、よってこの専業主婦（／夫）世帯に課せられる所得税額は97万4000円。

$$(7000000*0.23-636000=974000)$$

一方、

*200万の税率：10%、控除額：9万7500円、よって税額は10万2500円。

$$(2000000*0.1-97500=102500)$$

*500万の税率：20%、控除額：42万7500円、よって税額は57万2500円。

$$(5000000*0.2-427500=572500)$$

簡単に言ってしまうと、この共働き世帯に課せられる所得税額は合計67万5000円で、専業主婦（／夫）世帯の97万4000円と比べると29万9000円少ないのです。

このような個人単位課税で生じる世帯間の不公平を少しでも調整するために、配偶者控除はあるんじゃないですか？

なんて「はんにゃ」モードで意見したくなる私。

この人気絶頂のお笑い芸人さんの「はんにゃ」というネーミングは、「般若」、つまり恨みの念を表す女性の顔を象った能面からきてるようですが、憤りを感じている今の私にピッタリだし。

でもwikipediaで調べてみたら、般若という言葉はもともと仏教でいうところの「最高の智慧」のことなんだそう。

仏教の般若・智慧は、この意味で具体的生活の上に生きて働く智慧であり、信心の働いてゆく姿である。しかも、知識ではなく智慧であるから、自らの分別を離れ、自他対立や差別を超越したものである。

ウーン、素晴らしい。

家族の具体的生活の場で生きて働く専業主婦（／夫）こそ、知識ではなく智慧の般若に近づけるかも。

皆さん、専業主婦（／夫）差別を超克して、般若の心になりませう♪

民主党の「子ども手当」のモデルと思われる手当大国・フランスでは、配偶者控除に相当するものはないんだそうですが、それはフランスの課税方式が世帯単位課税の一種・「N分N乗方式」（世帯全体の所得を家族の人数分で割った額に対して累進税率を適用する制度）というもので、その中に扶養控除や配偶者控除が含まれているからなんだとか。

民主党さん！

ドイツやアメリカでは、個人単位課税だけでなく、世帯単位課税の一種・2分2乗方式（世帯全体の所得を夫婦の頭数である2で割った額に対して累進税率を適用する制度）が選択できるようになってるそうですよ。

政府は一人でも多くの主婦を家の外で働かせて、より多くの税金を取りたいと思うものなんでしょうけれど、税制には公平さを追求して下さい。

世帯間の公平を確保するための配偶者控除を撤廃するというのなら、N分N乗方式を導入して下さい。

そうした税制改革なしに、「配偶者控除を撤廃して子ども手当の財源にします」って言われても、マジ理由（わけ）わかんないしい～です。

今日は月一の治験の日。

台風の大風の中、遅れに遅れる電車を乗り継いで、大学病院まで出かけてきました。

その道中の暇つぶしに読んだ「週刊新潮」の「新々句歌歳時記」というコーナーで、俵万智さんが次のような句を紹介しているのが目にとまりました。

ああ今日も何も出来ずと思う時子供と遊んだこと忘れおり（川本千栄）

子育て経験のある人なら、「わかる、わかる」と何度もうなずくのではないだろうか。私も、その一人だ。趣味、仕事、家事、エトセトラ...「できなかつた」ことの連続で日々は過ぎてゆく。けれどそれは、子育てを「している」からこそのことなのだ。子どもと遊んだことを数えなかつた自分を、作者は反省しつつ詠んだかもしれない。が、下の句は、大いなる励ましとして胸に響いてくる。

川本千栄さんという歌人の句に、こんな風に感想を書かれてい俵万智さん。

私、とても共感しました。

俵さんがお子さんを授かった経緯を巷の噂で伝え聞いた時には、そういう人もいるんだろうけど、でもねえ、どうなんだろう？とかなりの違和感を覚えた私。

なのにこうして共感することができるなんて！

なんだかととても嬉しくなりました。

それにひきかえ、先日のNHKの番組で、子ども手当に所得制限を設けない理由を説明していた民主党の人！

こんなことを言っていました。

「考え方を変えて下さい。これまでの子育ては親の責任でしたが、これからは社会が責任を持つ時代です。」

やっぱり民主党は家族の解体を目論んでいるとしか思えない。

子育ては親の責任。

子育てをする親を必要に応じて援助するのが社会だと思う私は、こんなことを平気な顔して言える民主党の人には、やっぱり共感できないんだよな～。

政治主導ではなく「東レ誘導」！？【2009/10/30】

民主党政権が行なおうとしてる「特定扶養控除」の見直し。

「特定扶養控除」とは、

「16～22歳の子供がいる世帯の教育費負担を軽減するため、課税所得を一定額差し引く仕組み」で、「現行の控除額は所得税で一律63万円」（2009年10月30日の産経新聞の経済面記事）

そもそもこの特定扶養控除については、民主党のマニフェストには

「人的控除については、「控除から手当へ」転換を進めます。子育てを社会全体で支える観点から、「配偶者控除」「扶養控除（一般。高校生・大学生等を対象とする特定扶養控除、老人扶養控除は含まない。）」は「子ども手当」へ転換します。」

とあり、民主党は手をつけない部分のはずでした。

ところが、

「来年度から実施する公立高校の実質無償化と同様の政策目的を持つこともあり、議論の余地があると判断した。【中略】全廃でなく縮小する考え。」（2009年10月30日 産経新聞）

になったとか。

私がこのニュースを知ってまず気になったのは、この「縮小案」をどこかで目にしたことがあるな～ということ。

そう！

産経新聞でも何度か紹介された、東レ経営研究所のシミュレーションです。

「子ども手当の導入が家計に与える影響～520ケースのシミュレーション～」には、

現行法では「扶養控除の一般分」と「（特定扶養控除など）加算分」は一体不可分となっている。したがって、両者を分離するには法改正が必要となるが、本試算では、法改正を行なったうえで加算分としての特定扶養控除（25万円）は現存すると考えた

と記述されているのですが、63万あった控除額から一般扶養控除分を除いて25万円に縮小した試算とクリソツな発想！

もしかして民主党さん、というか古本財務政務官は、この東レ研究所のレポートにインスパイアされて縮小案を持ち出した！？

ところで、この東レ経営研究所のシミュレーションには、不思議な点があります。

それは、「加算分としての特定扶養控除（25万円）は現存すると考えた」という部分。

小中学校はもともと無償ですから、子ども手当は学校教育費に充当することは目的となりえません。

一方、「高校授業料実質無償化」は、無償の義務教育を終えた子供の教育費の軽減を目的としているはず。

つまり、例え高校の授業料（の一部）を国が負担するとしても、それは16歳以上の子供の養育それ自体への配慮ではないのです。

従って、本来なら16歳以上の子供にも中学生以下の子供に支払われるのと同等の子ども手当が用意されてしかるべきであって、そうしないのであれば、少なくとも一般扶養控除と同額の38万円の扶養控除は残されるべきです。

産経の記事でも「例えば控除額を38万円に縮小すれば」としてモデルケースを試算していますね。

そうでなければ、高校へ通っていなかったり、なんらかの事情で働いていない16～22歳の子供さんを養っている家庭では大增税になります。

予備校生や大学生のいる家庭では、授業料負担軽減がない分さらに大変！

ちなみに、2009年10月28日の産経「静かな有事（1）」には、東レ経営研究所のシミュレーションを元に作成したという「子ども手当導入に伴う世帯別の年間所得の変化」という表が載っています。

この数表でも、高校生と大学生がいる世帯では軒並み所得減、片働き700万円世帯ではなんと10万円を越える所得減となっています。

なお、この数表は特定扶養控除（16歳以上23歳未満）は「現状維持」とする前提で作ったとの注がついていますが、これは誤りと思われます。

東レの原データと比較すると該当箇所の数値は全て一致していますから、特定扶養控除が25万円に縮小されたとの前提でのものでしょう。

東レ経営研究所はなぜ、16歳から22歳の被扶養者についての控除額が一般控除額よりも少ない額へ縮小されるという過酷な仮定で、シミュレーションを行なったのでしょうか。

はっ！ まさか、はじめっから民主党とつるんでたとか！？

あらかじめ厳し目の数字を出しておいて、実施する段になったら「負担増となる世帯でもこの程度で済むので我慢してね」って言い包めようとしている・・・わけじゃあないですよ！？

産経さんでさえ「東レ経営研究所の試算から作成」した表について、特定扶養控除は「現状維持」での試算、と説明してしまうくらいですから、世間の目なんて簡単にごまかせちゃいそうです。

そう言えば、シミュレーションの前段にわざわざ

「本稿で示している意見は、あくまでも渥美由喜と森本有紀の個人的見解に過ぎず、東レ経営研究所あるいは東レグループの見解を表すものではありません。」

とエクスキューズを入れた上で公表しているところも、こうしてみるとなんだか怪しい・・・。

民主党政権下で良く耳にする、「子ども手当をバラまけるのなら、そのお金で保育所を作って」という意見。

もしそうになったら、基本的に保育所には頼らず、家で子育てしたいお母さんたちの立場は？
自分の手で子供を育てたいけれど、生活のために働かざるを得ないお母さんと、子供を他人に預けてでも自分の生きがいのために働きたいお母さんの二種類がいるとしたら、前者には保育所に預けてまで働かなくとも生活できる支援を、後者には子供を預かる施設支援をそれぞれ用意しないとフェアじゃないですね。

大方の国民も、子ども手当を貰いたくて「コンクリートから人へ」の民主党を選んだわけですから、箱ものではなく家庭で子育てする覚悟だったんじゃないんでしょうか。

ところで、昨日のNHK教育の子育て生特番「子どもサポートネット”世界の子ども支援”」では、フランスでは共働きで月50万円の世帯収入があるご夫婦に、子供が3人いた場合は、なんやかんやで合計12万円の手当がつく、と紹介していました。

今日の日本経済新聞「今を読み解く」欄でも、あの東レ経営研究所の渥美さんが『フランスの子育てが、日本よりも10倍楽な理由』（横田増生 著）という本を紹介する中で、

「フランスでは、社会から広く集めたお金で、保育・教育費をまかなうので、無職のシングルマザーでも4人の子どもを育てられる。」

と書いています。

保育所も足りているし、手当もたっぷりという夢のような子育て支援を、フランスが実現できるのはなぜなのでしょう？

フランスの消費税は19.6%だそうですけど、国の税収における消費税の割合は、日本と変わらない22%くらいということは、所得税や住民税もとても高〜いとか？？？

ハッ！ひょっとして、核を持つことで防衛費をコスト削減して、浮いた分を未来を担う子どもたちにあてているとか！？

手厚い子育て支援を成り立たせているフランスの不思議の訳を知りたくてパリ在住のイザ！ブローガー、HaseNaomiさんに図々しくもお尋ねしてみた私。

さっそく頂いたお答えの、フランスの子供手当は所得制限あり、ということにはやっぱり、と思い、雇用主が従業員の社会保障費をお給料分くらい負担しているということには、かなり驚きました。

潤沢な手当の財源の秘密は、そんな所にあるのかも。

情報ありがとうございました、Haseさん♪

でも、フランスの雇用主さんたちはなぜそんな負担が可能なのでしょう？

やっぱり不思議。

どうしてそれが成り立っているのかはさて置き、それを成り立たせようという国民の意識が大きく異なっている、ということはあるそうです。

例えば、「子どもサポートネット”世界の子ども支援”」では、出生率が増えたフランスやフィンランド、オランダの親たちが「働きたい」のではなく「子供たちと家にいる時間を十分にとりたい」と思っている様子を映し出していました。

出来るだけ多くの時間を子どもと過ごすために、手取りが減ってもいいからパートタイムで働くことを選択したご夫婦や、残業をせず午後6時には家で料理してテーブルを囲むご家庭が、「延長保育や病児保育といったニーズ」を希望する現代日本の親たちとは、全く別のものに見えた私

。そう言えば、その番組でゲストのフランス人大学教授が

「子供たちとの約束がある時は、大学の会議をすっぽかしてでも家に帰る」

と誇らしげに話した時、司会者やアシスタントっぽい役回りの生稲晃子さんをはじめ、多くのスタジオ参加者は怪訝そうな顔をしていましたっけ。

外で働くことよりも、子供と遊ぶことを希求するフランス人（や欧米人？）の心は、熱を出した子どもを誰かに預けてでも「働いていたい」日本人には永遠に謎ということでしょうか。（笑）

そして、「保育所が足りない」という主張で終わった、産経新聞の少子化に関する連載記事。これは、「コンクリートから人へ」というマニフェストを墨守する民主党政権のことだから、保育所という箱もの増設もしないだろうと踏んでの、体制批判のためにする記事でしょうか。それともやっぱり、記者諸氏の「家庭よりも仕事」という志向のあらわれでしょうか……。

急に寒くなって、左目がまたザックリ切れてしまった私。

そうになると、ネットも新聞もテレビも目に刺激が強すぎて見られなくなり、気分も落ち込んでもうガックリ。

どうにか回復してきた今日は、出血している間はひかえていたお風呂に入って、たまっていた新聞を読みました。

財源不足からとうとう検討され始めた子ども手当の所得制限。

2千万までとすると、セーブできる額より事務経費が多くなってしまい、そもそも制限をかける意味がわからなくなる。

ではと、児童手当のように860万くらいで線をひくと、所得制限の効果は出ても、いわゆる「高額所得層」が反発して選挙に勝てない。

どう決着をつけるんでしょうね、民主党さん。

そもそもこの問題の本質は、どこに線を引けば良いかと言うテクニカルなレベルのものではなく、「子供は、個々の家族が育てるのではなく、社会が育てる」という民主党の基本理念が肯定されるのか否定されるのか、というところにあります。

つまりそれは、所得制限を行うというのはマニフェスト違反という次元ではなく、イデオロギーの転換と言うべきもの。

「子供は個々の家族が育てるものであり、社会はそれを支援する」という考え方こそ真っ当と思っている私としては、その転換は歓迎すべきものと言えますが、そのことをきちんと宣言して頂かなければトラストできません。（笑）

一方、鳩山さんの「友愛社会主義」イデオロギーによるめいちゃった方々にしてみても、そのところはハッキリさせてもらいたいはず。

それから、産経新聞「フランスの子育て支援」（2009年12月18日）というコラムでは、あの東レ研究所の渥美さんが我が家がずっと提案してきた（笑）「N分N乗方式」を紹介しているではあ～りませんか。

「家族手当がどちらかといえば低所得者対策なのに対し、高所得世帯をサポートするのが『N分N乗方式』と呼ばれる税制優遇策です。夫婦の課税所得を合わせ、子供が1人なら2.5、子供が2人なら3で割り、おのおの基礎控除に当たる額を引き、累進税で税額を出します。同じ所得なら子供が多いほど税負担は少ないので、『独身課税』とも言えます。日本の扶養控除方式に比べても高所得者にメリットが大きい仕組みです。」

あれ？

渥美さんは「N分N乗方式」を高所得者ほどメリットがある制度だと思われてる？

でも、これって低所得であろうが高所得であろうが中所得であろうが、結婚してる人たちや子供がいる人たちに有利な制度だから、渥美さんも「『独身課税』とも言えます」って説明されたのでは？

私には、タイトルにあった「高所得・子たくさんほどメリット」という説明がイマイチ「ピン」ときませんでした。

今度そのところを分かりやすくシミュレートしてレポートしてくださらないかな～。

それはともかく自民党さん！

いまこそ「N分N乗方式」の導入を打ち出させよう！！

個人所得ではなく世帯所得を基礎とする「N分N乗方式」にしたうえで、現行の児童手当を維持すれば、夫婦の所得をあわせると優に「高所得」になるのに、どちらかの所得だけを基準に手当をもらえちゃってるような不公平もなくなります。

そして、扶養控除を廃止して所得制限付き子ども手当を導入するなどという、バラ撒く餅をつくるために米を巻き上げるようなこともせずにすむはず。

今のうちにそちらへシフトしておけば、今日の産経新聞にあった「平成32年に単身世帯が主流になる」という最悪のシナリオも避けられる、かもよ～！？（本気）

今朝の産経新聞に、

『家計に増税色強く 差し引き所得増も』

という記事が載っていました。

その記事では、日本総合研究が試算した「子ども手当、扶養控除廃止などによる所得増減」表を示していますが、これって「子ども手当全額支給」が前提でつくられたものですよ。

でも2010年度の子ども手当は半額支給ですから、そっちの方を示してもらわないとリアリティに欠けちゃいます。

という訳で、その表から子ども手当半額分を差し引いてみたのがコチラ。(↓)

単位:万円		共働き(年収)					片働き(年収)				
		300	500	700	1000	1800	300	500	700	1000	1800
子供2人	三歳未満と小学生	9.8	-18.2	-7.2	9.8	-0.2	9.8	-13.2	-3.2	9.8	-0.2
	小学生と中学生	21.8	-6.2	4.8	9.8	-0.2	21.8	-1.2	8.8	9.8	-0.2
	中学生と高校生	24.4	1.4	14.4	10.4	2.4	25.4	24.4	16.4	10.4	2.4
	高校生と大学生	11	11	8	6	3	12	11	8	6	3
	大学生と23歳以上扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子供1人	三歳未満	1.4	-3.6	-7.6	4.4	-0.6	1.4	-21.6	-5.6	4.4	-0.6
	三歳～小学生	7.4	2.4	-1.6	4.4	-0.6	7.4	-15.1	0.4	4.4	-0.6
	中学生	13.4	8.4	4.4	4.4	-0.6	13.4	-9.6	6.4	4.4	-0.6
	高校生	11	10	6	6	3	11	11	8	6	3
	19歳以上扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

負担増となる世帯層が結構あります。

なかでも、三歳未満のおチビさんが1人いる片働きで年収500万円の世帯、そうまさに「ひなちゃん」のお家のようなご家庭は、なんと21万円もの所得減！

ちなみに、うへの数字を基に所得増減の世帯年収に対するインパクトを出してみると・・・。

年収に対するインパクト(%)		共働き(年収)					片働き(年収)				
		300	500	700	1000	1800	300	500	700	1000	1800
子供2人	三歳未満と小学生	3.3%	-3.6%	-1.0%	1.0%	0.0%	3.3%	-2.6%	-0.5%	1.0%	0.0%
	小学生と中学生	7.3%	-1.2%	0.7%	1.0%	0.0%	7.3%	-0.2%	1.3%	1.0%	0.0%
	中学生と高校生	8.1%	0.3%	2.1%	1.0%	0.1%	8.5%	4.9%	2.3%	1.0%	0.1%
	高校生と大学生	3.7%	2.2%	1.1%	0.6%	0.2%	4.0%	2.2%	1.1%	0.6%	0.2%
	大学生と23歳以上扶養	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子供1人	三歳未満	0.5%	-0.7%	-1.1%	0.4%	0.0%	0.5%	-4.3%	-0.8%	0.4%	0.0%
	三歳～小学生	2.5%	0.5%	-0.2%	0.4%	0.0%	2.5%	-3.0%	0.1%	0.4%	0.0%
	中学生	4.5%	1.7%	0.6%	0.4%	0.0%	4.5%	-1.9%	0.9%	0.4%	0.0%
	高校生	3.7%	2.0%	0.9%	0.6%	0.2%	3.7%	2.2%	1.1%	0.6%	0.2%
	19歳以上扶養	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

格差ありすぎじゃないでしょうか。

このうえ、片働き世帯の配偶者控除まで廃止されたら！？

どうなるんだ、ひなちゃん一家！

子育て真っ最中なのに、酷すぎますう～。

ところで、同じ内容の記事が産経デジタルのニュースサイト「イザ！」にも載っていましたが、そこには

「夫婦どちらかが働き、3歳未満の子供がいる世帯では唯一、現在よりも所得が6,000円減るという。」

という記述が。

これ、新聞にあったように「6万円減る」ではないんでしょうか？

こういう誤りは、問題の肝心な点だけにとっても気になります。

2009年12月22日付けの古森記者のブログエントリは「鳩山政権の『まだら国家社会主義』。古森記者は、鳩山民主党の押し進める子ども手当が「子供は社会が育てる」という国家社会主義的理念に基づくものであることに、ずっと警鐘を鳴らしてこられました。

子育てというのは、人間の最も私的な行為でしょう。カネさえあれば即、子育てが成り立つというものでは、ありません。子どもたちになにを教え、どう育てるか、それぞれの親が自分自身の信念を注ぎ込む精神的な側面がきわめて大きいはずです。

もちろん子育ての基盤となる社会の施設の整備は政府や国家の義務です。しかし子育てという行為自体はそれぞれの親が個人の価値観や道徳観、社会観を主体に、進める私的な活動のはずです。この子育ての「個」という核は、動物たちが自分の子に口移しに餌を与える光景にさえ、明白です。

まさにその通りだと、改めて思う私。

で、つくづく思ったんです。

こういうことを明言されているのは、産経では古森記者だけなのでは？って。

だって、2009年12月23日の「主張」欄では、

民主党は先の衆院選で「控除から手当へ」との基本方針を打ち出し、さまざまな所得控除の見直しや予算の無駄の排除を通じて財源を確保することで子ども手当などを給付するとしてきた。それなのに配偶者控除や扶養控除などの見直しも先送りされた。控除が積み重ねられた所得税の税収は低迷しており、税の再分配機能を高めるためにも、今後の税制の抜本改革の中でさらなる控除の見直しは避けて通れない。

という記述があったり、今日の「日曜経済講座」でも論説委員の岩崎慶さんが

財源の裏付けがなかった政権公約の破綻も予想通りといえる。子ども手当だけは来年度に半額実施する財源2.7兆円の半分を所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止でまかなうという裏付けを示していたが、これも達成できなかった。

と書かれているのですから。

この引用部分だけ読めば、公約を違えている事実を述べているだけでも思えますが、全体の文脈からすれば「早く配偶者控除を廃止しろ」と言っているように思えます。

これまでの産経の子育て関連の記事でも、国家の税収が少しでも増えるようにと、赤ちゃんを授かっても保育所に預けて働き続けることを奨励してる印象がありますし。

やっぱり産経も一皮むけば、個や家族よりも組織や社会を重んじる「まだら国家社会主義」だったりして。

もっとも産経に限らず日本人のほとんどは、家族よりも組織や社会を重んじている、というか、家族とそれ以外の社会集団との境がなくて、目の前にいる目上の相手にあわせて動いたり考えたりしちゃうのが当たり前なのかもしれません。

社会や組織のために身を粉にして働くことが生きがい。

まるで蟻や蜂のように。

だから

税制改革にはまず個人単位課税から、世帯単位課税への転換を！

なんて言ってみたところで、日本人には響かないのかもしれません。

半額支給 ≡ 増税 【2009/12/29】

『どうなるんだ、ひなちゃん一家！』に、日本総合研究所が試算した「子ども手当、扶養控除廃止などによる所得増減」表をもとに作った、2010年度の子ども手当半額支給版を載せましたが、今朝の産経新聞をみたら

「日本総研再試算」

「一部結果に誤りがあったため再試算した。」

という記事が。

なんでこの間は総合面（2ページ目）の記事だったのに、今回は経済面（11ページ目）？

というわけで、私もさっそく再計算しました。

日本総研訂正版 (単位:万円)		共働き(年収)						片働き(年収)					
		300	400	500	600	700	1000	300	400	500	600	700	1000
子供2人	三歳未満と小学生	2.8	2.8	-0.2	-1.2	-7.2	9.8	2.8	2.8	1.8	-1.2	-3.2	9.8
	小学生2人	8.8	8.8	5.8	4.8	-1.2	9.8	8.8	8.8	7.8	4.8	2.8	9.8
	小学生と中学生	14.8	14.8	11.8	10.8	4.8	9.8	14.8	14.8	13.8	10.8	8.8	9.8
	中学生と高校生	19.4	19.4	19.4	16.4	14.4	10.4	20.4	19.4	19.4	17.4	16.4	10.4
子供1人	三歳未満	-1.6	-1.6	-3.6	-3.6	-7.6	4.4	-1.6	-1.6	-2.6	-3.6	-5.6	4.4
	三歳～小学生	4.4	4.4	2.4	2.4	-1.6	4.4	4.4	4.4	3.4	2.4	0.4	4.4
	中学生	10.4	10.4	8.4	8.4	4.4	4.4	10.4	10.4	9.4	8.4	6.4	4.4
	高校生	9	9	9	8	6	6	9	9	9	8	8	6

所得増減の世帯年収に対するインパクトについての表も。

年収に対するインパクト(%)		共働き(年収)						片働き(年収)					
		300	400	500	600	700	1000	300	400	500	600	700	1000
子供2人	三歳未満と小学生	0.9%	0.7%	0.0%	-0.2%	-1.0%	1.0%	0.9%	0.7%	0.4%	-0.2%	-0.5%	1.0%
	小学生2人	2.9%	2.2%	1.2%	0.8%	-0.2%	1.0%	2.9%	2.2%	1.6%	0.8%	0.4%	1.0%
	小学生と中学生	4.9%	3.7%	2.4%	1.8%	0.7%	1.0%	4.9%	3.7%	2.8%	1.8%	1.3%	1.0%
	中学生と高校生	6.5%	4.9%	3.9%	2.7%	2.1%	1.0%	6.8%	4.9%	3.9%	2.9%	2.3%	1.0%
子供1人	三歳未満	-0.5%	-0.4%	-0.7%	-0.6%	-1.1%	0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	0.4%
	三歳～小学生	1.5%	1.1%	0.5%	0.4%	-0.2%	0.4%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	0.1%	0.4%
	中学生	3.5%	2.6%	1.7%	1.4%	0.6%	0.4%	3.5%	2.6%	1.9%	1.4%	0.9%	0.4%
	高校生	3.0%	2.3%	1.8%	1.3%	0.9%	0.6%	3.0%	2.3%	1.8%	1.3%	1.1%	0.6%

前の記事と今回の記事では、それぞれで示されている表での年収の層や子供の構成の切り出し方がなぜか異なるため、おおまかな比較しか出来ませんが、今回のを信用していいなら何となく無難な線に落ちついているように見えます。

2011度から本当に子ども手当を「満額支給」できるのなら（出来るのか？）、2010度のひなちゃん一家のダメージも26,000円で済みそうだし・・・ハッ！

前回の表に見られた所得間格差が縮まったことに気を取られ、三歳未満のお子さんを抱えているお家が最大76,000円も所得減になるのを見過ごすところでした。

まさか、こうやって納得させるためにわざと間違えた訳じゃないですよ、日本総研さん。

確か、こちらの研究所の会長は、オバマさんから”出入り禁止”扱いされちゃった鳩山ブレーンの寺島実郎さん。

前にも日本総研は [こんなこと言ってた](#)し。

なんだか意図をかんじるなあ・・・日本総研。

藤井さんは分ってらしたのに残念【2010/01/08】

昨日の産経新聞「ゆうゆうLife」。

「民主党政権になって配偶者控除がなくなるとも言われているので、なるべく有利な働き方でパートを増やしたい」

という自営業の妻の言葉や、

「配偶者控除は廃止が検討されている。税金の負担増は早いか遅いかの違いだろう」

というファイナンシャルプランナーさんの、配偶者控除の廃止が既に決まったかのような言葉を載せていました。

せっかくおとといの新聞では、「子の母であり続けること」という活水女子大教授・小林美智子さんの素敵なエッセイが載っていて嬉しかったのに・・・。

このところの産経さんの紙面は全体的に、専業主婦の立場をまったく考慮しない記事が多すぎるように感じます。

そんなだから私の母も妹も、ずっと読んでた産経新聞をやめちゃったんだと思います。

自分たちのことが顧みられない文章を毎朝読むなんて、一日が暗くなりますからね。

私は、今どきのジェンダーさんたちがどんなことを言ってるかが気になって、怒りながらもまだ読んでますが。

藤井さん、辞任されて残念です。

配偶者控除を廃止すると全体のバランスを著しく欠く、ということをよく理解されていた方とお見受けしていました。

短気な菅さんでは、産経新聞の思惑通り、来年度から配偶者控除廃止に？

そしたら我が家でも、産経新聞をとるのを止めて、配偶者控除廃止で失う分を少しでも浮かしましょうか・・・。

古森さんや湯浅さんの記事はネットで読むことにして・・・。

そしてますます、損だから働かなくちゃ、と母親たちが家の外に働きに出る？

国の税収を少しでも増やそうとして、家族のあり方にまで影響を及して、その結果何が起こるか菅さんにわかる？

働く女性たちのおかしなヒガミから生まれたといえる、専業主婦バッシング。

その愚かな風潮を変えるためにも、現行の個人単位課税からフランスのような世帯単位課税へ、

あるいはアメリカやドイツのようなどちらかを選択出来る税制への転換を！
自民党さんに頑張って実現していただきたいです。

問題は額だけじゃない【2010/01/21】

今日の読者欄に次のような「子ども手当」賛成論が載っていました。

「今の子育て世代は就職氷河期と遭遇し、非正規雇用が多い」

「賞与も、昇給もないので若い夫婦は生活のため子供を保育園に預け働きます。」

「働きたくても働けない病気のお母さんへの支援」

「子ども手当に反対している方、どうか、不安な社会の中でお母さんが少しゆとりを持って子育てできるように温かい目で見守って下さい。」

確かに、就職氷河期を経験された世代の子育てを助ける手当は、やはり必要だと思います。

でも、子育て中のご家庭すべてがその世代、という訳でもないですね。

バブルな時代に就職して今も働き続けている、私と同年代の人たちも、今子育てまっただ中という方は結構います。

バブル世代は、社会が助ける必要があるほど生活が大変、という世帯ばかりでもないようです。

しかし、民主党の考え方は「社会が助ける」ではなく、「社会が子育ての主体」というもの。

それはおかしい、子育ての主体はまず親であり家庭である、というのが我が家のスタンスです。

民主党のようにすべての子育て世帯に配る子ども手当よりも、自民党が行っていたような所得制限付き児童手当であるべきと思います。

大切なのは「金額の大小」よりも「考え方」。

たくさんもらえさえすればそれで良い、というものではないと思う私。

でも、投書のようなご意見を見るにつけ、子ども手当に賛成！と民主党に票を投じた方達は、手当の額だけが肝心だった、ということなのかと思えてきます。

そもそも少子化の今、子育てへの手当になにがなんでも反対、という層はそう多くはないでしょう。

小さな政府を是とする野党の皆さんには、行政のムダを削ぎ落としたうえで、「支援」を必要とする「子育ての主体である家庭」を今まで以上にしっかりと支える政策を、この夏の参院選挙でアピールして欲しいと思います。

いま一番不可解なこと【2010/03/12】

子供のいない共働き家庭の私の弟。

子ども手当に関して「僕らは単なる増税だよ」と不満を漏らしていました。

報道によれば、子ども手当に関する限り、子供のいない共働き家庭の人たちは増税はないはず。母を通じてそう伝えたのに分らなかった様子。

それよりももっと不可解なこと。

それは子ども手当が半額支給だと、子供あり家庭の一部がかなりの増税になってしまうのに、この事実がテレビでも新聞でも全く報じられていないこと。

詳しくはこちらをご覧くださいとして、皆さんなんで騒がないの？

この4月から、子供一人当たり1万3千円×12ヶ月分、まるまる所得が増えると思ってる？？？ホントに不思議です。

これまでもそうだったけれど【2010/03/24】

子ども手当の支給条件は、平成22年度については現行の児童手当に準ずる、という産経新聞の報道に、「えっ！？ ってことは、これまでも親が日本にいて子供が何人も外国にいるようなご家庭にも、児童手当が支払われてたんだ～☆」とビックリした私。

民主党の政策には、基本的に反対！の私ですが、民主党の子ども手当の「お陰」で、これまで気づかなかった日本の問題点をまた一つ、知ることが出来ました。

という内容のコメントを、3月19日にHaseさんのSkyrockブログに書き込んだ私。

今ごろiZalにエントリアップしてみたのは、一昨日の古森さんのブログでもその件が取り上げられていたから。

外国籍の親が日本にいれば、母国の子供たちに制限なく支払われる子ども手当の額の大きさを憂慮される古森さん。

本当にその通りだと思います。

そのエントリアには、私の上記内容とほぼ同様のトラックバックが貼られていたり、興味深いコメントが書き込まれていたりしました。

「児童手当もそうだった」と最初に知った時はかなりビックリした私ですが、そうは言ってもやはり自民党の児童手当と民主党の子ども手当には大きな差がありますね。

それは、児童手当には所得制限があった、ということ。

子供さんや養子が母国に何十人もいるようなご家庭は、高所得なケースが結構ありそう。

なので、所得制限があれば、手当の対象ではなかった場合も多かったのではないのでしょうか。

でも民主党の子ども手当は所得制限無し。

満額支給になる来年度はもっと心配です。

やっぱり半額、ならば最低【2010/04/11】

昨日の産経新聞11面にあった「『子ども手当』半額継続なら増収は2割程度 25年以降」という記事。

そこにあった「子ども手当半額支給の年収増加額試算」表は、大和総研が試算したものだそう。

「23年1月から所得税で、24年6月から住民税で、それぞれ扶養控除（15歳以下）が廃止されることによる負担が25年から通年で表れる」

ということは、私が昨年末に出した「半額支給の年収増加額」の元ネタの日本総研試算の数値も、25年以降のものということだったわけですね。

さっそく日本総研 v.s. 大和総研で比較してみました。

今回、産経新聞が示している大和総研試算は

「専業主婦世帯（夫婦、3歳以上小学生までの子ども2人）のモデルケースを設定。年収300万円、500万円、700万円、1,000万円に分けて扶養控除と児童手当の廃止の影響を盛り込んだ」

ものだそうですが、これと対照できる世帯層は下の表の黄色い部分。

日本総研訂正版 (単位:万円)		共働き(年収)					片働き(年収)						
		300	400	500	600	700	1000	300	400	500	600	700	1000
子供2人	三歳未満と小学生	2.8	2.8	-0.2	-1.2	-7.2	9.8	2.8	2.8	1.8	-1.2	-3.2	9.8
	小学生2人	8.8	8.8	5.8	4.8	-1.2	9.8	8.8	8.8	7.8	4.8	2.8	9.8
	小学生と中学生	14.8	14.8	11.8	10.8	4.8	9.8	14.8	14.8	13.8	10.8	8.8	9.8
	中学生と高校生	19.4	19.4	19.4	16.4	14.4	10.4	20.4	19.4	19.4	17.4	16.4	10.4
子供1人	三歳未満	-1.6	-1.6	-3.6	-3.6	-7.6	4.4	-1.6	-1.6	-2.6	-3.6	-5.6	4.4
	三歳～小学生	4.4	4.4	2.4	2.4	-1.6	4.4	4.4	4.4	3.4	2.4	0.4	4.4
	中学生	10.4	10.4	8.4	8.4	4.4	4.4	10.4	10.4	9.4	8.4	6.4	4.4
	高校生	9	9	9	8	6	6	9	9	9	8	8	6

大和総研試算での年収増額分は、

300万円世帯 90,200円

500万円世帯 85,900円

700万円世帯 43,000円

1,000万円世帯 94,000円

となっていて、前回の日本総研の試算との差は

300万円世帯 +2,200円

500万円世帯 +7,900円

700万円世帯 +15,000円

1,000万円世帯 -4,000円

で、その差の平均は+5,270円。

ということは、私が出した上の表で年収が減っちゃうピンクの層は、相変わらずそのほとんどが大和総研試算でもマイナスのままと予想されます。

「（半額支給が続くと）子育て世帯への手厚い支援という当初の政策目的はほとんど達成できないことになる」

と大和総研の是枝研究員はコメントされてるみたいですが、「ほとんど達成できない」どころか、年収増加額がマイナスになってしまう子育て層があることを何で指摘しないのかなあ、産経新聞。

本来、子ども手当は少子化対策のためだったはず。

ならば、いま子育て中の層の支援よりも、これから子供を産み育てようという層を増やすためのものであるべきなのに、三歳未満の子供を抱える家庭に負の効果しかもたらさないとなれば、まさに愚の骨頂！！

「たちあがれ日本」さんでも「みんなの党」さんでも、もちろん自民党さんでもどこでも良いですから、子ども手当は児童手当のように所得制限付きにして、扶養控除の廃止を廃止してください。

そして個人ではなく家族（世帯）単位で課税する新しい税制を日本に導入してくださあ〜い。

消費税を上げるなら【2010/07/04】

菅総理は消費税10%に際して、所得の低い層にはその分を還付する、とも述べているようですね。

そしてそのために、個々の所得をはっきり把握できるよう、総背番号性の導入も検討しているとか。

それなら、個々人の所得だけでなく、世帯単位での総所得も把握しなければ！

だって、世帯主が400万、その配偶者も300万の収入のある共働き世帯には実質課税されず、年収600万の片働き子たくさん世帯にはしっかり課税、なんてことになっちゃったらフェアじゃないですから。

昨日の産経新聞によれば、フランスの消費税は19.6%、ドイツは19%もあるそうですね。そして、家庭の「外で食べる」場合に税率が高く、「内で食べる」場合に税率が低く設定されていることも。

日本もそろそろそうなるでもいいんじゃないか、ということならば、フランスやドイツ、アメリカなどが導入している世帯単位課税（参照1、2）についても検討しないとおかしいです。

選択的夫婦別姓制度の実現を図っている民主党。

国民に選択の余地を与えると言うなら、課税の単位を個人にするか世帯にするかの選択を可能にする、選択的課税制度の整備こそ急ぐべきでしょう。

なんで産経は報じないの？【2010/07/04】

一昨日のYAHOO!ニュースで、

「負担増世帯が続出＝子ども手当、半額据え置きで一第一生命」

第一生命経済研究所は2日、子ども手当の支給額が現行の月額1万3,000円に据え置かれた場合の家計（専業主婦世帯）への影響に関する試算をまとめた。それによると、2013年度までに所得税と住民税の年少扶養控除（16歳未満）が廃止されるため、3歳未満の子ども1人の場合では、年収700万円以下の世帯すべてで負担増となる。

さらに、衆院選マニフェスト（政権公約）で打ち出した配偶者控除の廃止が実施に移されれば、年収300万円、500万円、700万円、1,000万円世帯の大半が減収となる計算。財源不足を理由に満額支給（月額2万6,000円）を断念した公約修正の問題点が浮き彫りになった。

と報じられていました。

やっぱり我が家の昨年からの一連の試算は、概ね合っていたようですね！！（ホッ☆）

なんで今ごろ、じゃなかった、試算を出してくれてありがとう！第一生命！！（笑）

第一生命は専業主婦世帯についての報告だけですが、子ども手当（半額）による負担増は共働き世帯にも同様にあることを付け加えておきます。（詳細は『やっぱり半額、ならば最低』をどうぞ。）

それにしてもなんで産経はこのこと報じないの？

もしかして、というかやっぱり配偶者控除廃止賛成派～？？？

「子ども手当 3歳未満は2万円 財源不足 一律上乘せ断念へ」

という産経新聞5面の記事を読みました。

我が家は昨年暮れに、半額支給のままでは三歳未満のお子さんのいる家庭が実質増税になる、と指摘しましたが、その点への配慮がなされたといえそうですね。

しかし、そのために必要となる2,450億円の財源については、「年間所得一千万円超の世帯を対象とした配偶者控除の適用除外」で捻出したいと考えているそう。

ちょっと待って下さい。

「年間所得一千万円超の世帯を対象とした配偶者控除の適用除外」が出来るのなら、なんでも子ども手当支給対象から「年間所得一千万円超の世帯」を外さないんですか???

一時期、子ども手当の財源不足から検討された「所得制限」ですが、あの時は確か、2千万円までとするとセーブできる額より事務経費が多くなってしまい、そもそも制限をかける意味がわからなくなるし、児童手当のように860万円くらいで線をひくと、所得制限の効果は出ても支給対象から外れる層も大きくなるため選挙に影響が出かねない、ということで見送られたはず。

それを、配偶者控除の一部適用除外ならば、事務経費は気にならないとでもいうのでしょうか。

繰り返し主張しますが、配偶者控除の廃止はいかなる形であっても「税制上の不公平」を助長させるものであり、同意できません。

子ども手当そのものに所得制限を設けないなら、ただの専業主婦バッシングです。

さて、今日の衆院予算委員会で、自民党の菅原一秀さんが次のような表を提示されていました。

↓

子ども手当(13,000円)支給のための控除廃止で家計はこうなる！

(単位 円、平年度ベース)

年収	年収274.7万円		年収405.9万円		年収592.6万円		年収1232万円	
子どもの構成	3歳未満:2人	3歳未満:1人 小学生:1人	3歳未満:2人	3歳未満:1人 小学生:1人	3歳未満:2人	3歳未満:1人 小学生:1人	3歳未満:2人	3歳未満:1人 小学生:1人
現時点で確定している世帯の手取り増減(注2)	▼23,600	△36,400	▼37,000	△23,000	▼70,000	▼10,000	△72,200	△72,200
上記に加えて配偶者控除が廃止された場合の世帯の手取り増減	▼78,100	▼18,100	▼91,500	▼31,500	▼141,000	▼81,000	▼46,700	▼46,700

注1. "▼"は手取りの減少、"△"は手取りの増加を示す。

注2. 全ケースにおいて、専業主婦の妻、世帯主年齢は40歳未満で介護保険を除く各種社会保険に加入している世帯を想定。

注3. 児童手当から子ども手当への移行、年少扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の特定扶養親族にかかる扶養控除の上乗せ部分の廃止
(以下判読不能)

注2にもある通り、この表は専業主婦世帯についてのものでありますが、子ども手当(半額)による育児世帯の負担増は、専業主婦世帯だけでなく、共働き世帯にもほぼ同様にあることは以前にも書いた通り。

我が家の主張は何度も繰り返しになりますが次の通りです。

少子化対策のためだったはずの子ども手当。

本来ならば、いま子育て中の層の支援よりも、これから子供を産み育てようという層を増やすためのものであるべきなのに、三歳未満の子供を抱える家庭に負の効果しかもたらさないとなれば、まさに愚の骨頂！！

「たちあがれ日本」さんでも「みんなの党」さんでも、もちろん自民党さんでもどこでも良いですから、子ども手当は児童手当のように所得制限付きにして、扶養控除の廃止を廃止してください。

そして個人ではなく家族(世帯)単位の新しい税制を日本においても選択できるようにしてくださいあ〜い。

ホテルのような提案【2011/10/11】

スピッツの『ホテル』を久しぶりに聴きました。

作詞：草野正宗

なまぬるい 優しさを求め
変わり続ける街の中で
終わらない 欲望埋めるより、
懐かしい歌にも似た・・・

正しいものはこれじゃなくても
忘れたくない
鮮やかで短い幻（まぼろし）

ひとつずつ バラ撒いて片づけ
生まれて死ぬまでのノルマから
紙のような 翼で羽ばたき
どこか遠いところまで・・・

「終わらない欲望」・・・現実には本当にそうだと思う今日この頃。

夫婦の収入を合算すれば優に一千万円を超えても、所得制限に引っかからずに子ども手当が支払われるこの国。

一人当たり月に16万円（自治体によっては50万円というところも）もの公費※をかけてでも、0歳児を保育施設に預けて働くことが奨励されているこの国。

東日本大震災があったというのに、まだこういうことを続けていても構わないと思う人は、どれだけ欲深なのでしょう。

「厚生年金、専業主婦が半分受給...支払者とみなす」なんていうニュースが先週だけ流れていましたが、夫婦二人で力を合わせて一つの家庭を営む中で、実質的に支払っている専業主婦の貢献分を「みなす」というのは、制度から社会を見るお役人のいかにもな発想です。

まあ、みなされていなかった今までに比べればマシになるのでしょうか。

マスコミに宣伝されてる「リッチな専業主婦」なんてほんの一部で、今どきの専業主婦はあれこれ工夫して生活してる人がほとんどです。

それでも、保育所は税金食い、なんて文句を言う専業主婦を見たことはありません。

近所の共働きのご夫婦と同居してるご老人がおかしな素振りをし始めたら、迷惑かけられて困っちゃうなんて思いもせずに、頼りになる民生委員さんに相談して介護サービスをそっと提案。自宅の鍵を無くして玄関先で座り込んでる鍵っ子を見かけたら、家に上げてお昼ご飯を食べさ

せて、夕暮れ時に帰宅した共働きお母さんから「余計なものを食べさせるな」と責められる。それでも仕方ないんだと諦めちゃう、損な性分(?)なんですよ、専業主婦って。

ねえ、いい加減、個人単位なんて言う家族解体&経済優先思想を止めて、実質的な私たちの在り方、つまり夫婦合算、世帯単位の課税に変えましょうよ。

世帯単位で考えることは、家父長制に戻ることはありません。

対等な夫婦が共に新しい家を創り、主体的に子供を育てる。

あるいは、共に住んでいる家族、姉と妹などが互いに助け合い、そうしてなるべく世帯で自立して生活する。

国は世帯単位で課税したり、手当やサービスを提供し、足りない世帯や困っている家族を助ける。

保育園は元来の福祉機能に立ち戻り、正社員優遇を止めて、世帯単位(夫婦合算)の収入の少ない家庭から優先して入れるようにする。

年金は、婚姻期間中の保険料は、共働きでも片働きでも世帯収入に従って夫婦折半とし、離婚したら別々に負担する。

夫と妻を別々の個人と捉える今の制度からは、家族で助け合い自律する姿勢も、次の世代を健やかに育む場も生まれにくいでしょう。

でも、

「世帯単位から、もっと個人単位になっていく」

「子供は社会で育てる」

な～んて言って、家族解体を目指してる現政権を選んだ人たちにこんな提案しても理解不能かな？

※ちなみに、保育所における1~2歳児に対する公費負担額は1世帯あたり月額8.1万円。3歳児の公費負担額は1世帯あたり月額3.5万円。（「平成23年度 予算委員会提出資料」厚生労働省より）

多様性を認める新しい制度を創りませんか【2011/10/21】

「厚生年金、専業主婦が半分受給...支払者とみなす」

という記事が読売新聞のネット版とiZa!ニュースに載って、「みなす」ってどういうこと！？ 実質的に「夫婦」で払ってるんですけどお と書いた私。

iZa! ニュースにあるように、

改革が実現しても夫婦が受け取る年金額の合計額は変わらない

その一方で、読売の

3号の保険料は年金加入者全体で負担しており、3号の夫の保険料だけでなく、共働きや単身者の分も主婦への年金の原資になっている

という指摘が正しいのであれば、共働きや単身者が負担しているという保険料に相当する年金受け取り額を減額してください、ってことになるんでしょうけど・・・ん？待てよ??

「世帯単位」で考えていけば、そうはならないはず。

だって、

「現行制度は、夫婦世帯で標準報酬の合計が同じであれば、保険料負担は同額で老齢年金の給付も同額」

ということだそうですから、夫の支払っている年金保険料の半額分を妻が払っている（た）と「みなせ」ば、その半額分からきちんと基礎年金の拠出金を払っている（た）ことになるんじゃないでしょうか？

こう説明しても、「個人単位」の思考パターンから離れられない共働き女性の勘違いは続きそう。

そういう「部分しか見えず全体が見えない」人たちのアジテーションのせいで、専業主婦の年金受取額を減額、あるいは保険料を現状に上乗せして負担、なんてことになったらどうしよう。万が一そうなってしまうのであれば、片働き世帯の負担が共働き世帯よりも多くなってしまっている「税制面での歪み」も同時に是正してくださいよ～。

とっても不公平なんですから！

まあ、何度も言うようですが、制度が世帯単位という現実の人間社会の本質を備えて造られてい

たのなら、「専業主婦は税金を払っていない」とか「働かないのに年金を貰えてズルイ」なんていうヤッカミや勘違いは生じないはずですし、実質的に夫婦で共に負担しているものをわざわざ制度的に「見なす」必要もありません。

でもこの問題でネットサーフィンすると、「専業主婦はズルイ」というスタンスの方は総じて、世帯単位で考えることに反対を表明してる。

どうして？

そんなに夫婦別勘定がいいのなら、なんで結婚したの？

っていうか、個人単位の徹底を主張してる共働き世帯の「妻」が、遺族厚生年金に関しては世帯単位で考えて、片働き世帯の妻がもらえる遺族年金との差額分をちゃっかりもらってる・・・。これってつまりは、個人単位という観念で生きていても、夫婦両方の収入や年金がないと生活が成り立たないご家庭が現実にはたくさん存在してるってことでしょうか？

ほとんどの「妻」は「夫」よりも生涯収入が少ないようですから、「個人単位」論者の言う通りを信じて将来的に遺族年金も廃止となれば、困る女性続出なのでは？

現行の個人単位制度は、離婚と再婚が当たり前のご時世を鑑みて、というよりそんな社会を理想とした人たちが、理想が実現した時に計算が簡便化される、という役所の都合で導入されたものに過ぎないはず。

国際紛争のない理想社会では不要になるのだからと、あらかじめ軍備をなくしてしまおうというのと同じ発想ですね。

そして、個人単位で設計すると欠けてしまう箇所に、世帯単位の現実を踏まえた補足を繰り返している。

いびつな複雑さを増す制度に疑問を持つどころか、逆に

「これからの世の中が認めるのは『働く女性』という個人単位。社会にはなるべく依存せずに世帯単位で家族を成り立たせようと務める専業主婦は時代遅れの存在」

とでも言うような、共働き女性たちの「理想追求」と「勘違い」が生じてしまったなんて。

ウーン、バカバカしい。

共働きと片働きの対立なんて、もおたくさん！

婚姻期間中の年金保険料は、共働きでも片働きでも世帯収入に従って夫婦で支払うこととし（便宜上、共働きは個別徴収）、離婚したら別々に負担！

死別したら、それまでの世帯収入に対応した厚生年金の4分の3にあたる額を残された家族が生活費として維持できるよう、足りない部分は遺族厚生年金で補う...というような、男女の区別のない、世帯単位を基本に据えた新しい制度に、もういい加減、移行しませんかぁ？（泣&本気）

悲しすぎる【2011/11/08】

午前中にNHKでやっていた衆議院予算委員会質疑の国会中継。

家事をしながらなにげなく聞いていたら、「専業主婦の・・・」という言葉が耳に入ったので、例の年金問題について答弁が始まるのかな？とテレビの前へ。

自民党の加藤勝信議員が、厚生労働大臣の小宮山さんに

「(サラリーマンが)月額保険料のうち、基礎年金部分のために払っている保険料はどれくらいなんですか？」

と質問。

お！良いこと聞いてくれるじゃない！私も知りたかった！

ちょっとたじろいだ小宮山さん、議場の出入り口付近に控えていたお役人から教えてもらって「4%から5%だと思います。」と答えました。

なんと！4~5%だったの！？

それに対して加藤議員は「そうすると、共働きで夫とは別に240万円の年収がある妻や、そのくらいの年収の母子家庭の女性が毎月支払っている基礎年金部分の保険料は、第1号(自営業)の方が国民年金に支払っている(15,020円が全額、基礎年金部分)額よりもかなり低くなりますね。」という風に質しました。

専業主婦世帯・共働き世帯・自営業世帯の保険料・年金額(40年加入の場合)

○専業主婦世帯(年収720万円(夫720万円))【厚生年金に加入】

	保険料(月額:本人負担分)	年金額(月額)
夫	49,236円	約19,7万円(基礎6.6万円+報酬比例13.1万円)
妻	0円	約6,6万円(基礎年金)
合計	49,236円	約26,3万円

○共働き世帯(年収720万円(夫480万円+妻240万円))【厚生年金に加入】

	保険料(月額:本人負担分)	年金額(月額)
夫	32,824円	約15,3万円(基礎6.6万円+報酬比例8.8万円)
妻	16,412円	約11,0万円(基礎6.6万円+報酬比例4.4万円)
合計	49,236円	約26,3万円

○自営業世帯(年収720万円)【国民年金に加入】

	保険料(月額)	年金額(月額)
夫	15,020円	約6,6万円(基礎年金)
妻	15,020円	約6,6万円(基礎年金)
合計	30,040円	約13,1万円

(注1) 厚生年金の保険料は、年収/12×保険料率(16.412%)で平均計算。

(注2) 報酬比例部分の額は、平均標準報酬額を年収/12、報酬率5.481/1000で計算(未満値四捨入)。

(注3) 保険料、年金額は平成23年11月時点。

ナイス！とってもOK！

でも、次が不味すぎ。

加藤議員は「9千円くらいになる」と言ったんです。

違うでしょ！加藤さんが示したフリップによれば、年収240万の月額保険料は16,412円。

ってことは、保険料の4~5%なんだから、656~820円でしょ！

そこまで良いとこ突いてて、なんで肝心なところで間違っちゃうかなあ、加藤さん。

月額保険料の額と勘違いしちゃったのか、15,020円という国民年金の月額保険料との差があまりに大きすぎて、質している当人も混乱しちゃったんでしょうか。

最後のまとめでちゃんと言い直してくださいね・・・と思ったら、国会中継はお昼休みでラストパート中の加藤議員からフェードアウト。

まあいいや。

これで私が言ってきたことが確かめられました！

つまり、加藤議員が表にして提示していた世帯年収720万の家庭（←年収多いなあ）で比較すると、

世帯年収720万円の場合		月額保険料	基礎年金部分の保険料 (月額保険料の5%として)
片働き(専業主婦世帯)		¥49,236	¥2,461
共働き	夫 480万円	¥32,824	¥1,641
	妻 240万円	¥16,412	¥820
	世帯合計	¥49,236	¥2,461

となり、私が言ってきた通り、

「夫の支払っている年金保険料の半額分を妻が払っている（た）と「みなせ」ば、その半額分からきちんと基礎年金の拠出金を払っている（た）ことになる」

ということが改めて確認できました！

こんなことがわからない日本の政治とか風土って一体なんなんでしょう。

悲しすぎます。

もう今日からは、「専業主婦は保険料の負担をしていない。基礎年金部分を他のサラリーマン&ウーマンに肩代わりしてもらっている」なんて大ウソは言わないでね。

小宮山さんの答弁は、要するに多くの女性に外で働いて社会保険料を納めて欲しいってこと。

小宮山さんは「女性の生き方」という言葉を好んでお使いのようですが、人の生き方を政治が決

めるなんて大きなお世話です。

なんだ「収入の5%」なのですか【2011/12/02】

『悲しすぎる』で、「サラリーマンが厚生年金月額保険料のうち、基礎年金部分のために払っている保険料は4~5%」という内容のブログ記事を載せましたが、今朝の産経新聞オピニオン面の駒村康平さんの記事によると、

「厚生年金保険料16%のうち、5%が基礎年金に充当される」

とありました。

16%のうちの5%???

ああなるほど、そういうことでしたか。

承知いたしました。（笑）

年収240万円を例にとるとその月額収入は20万円、その4~5%で約9千円、その半分は雇用主負担ということですから、実質2~2.5%で4千円強。

そういうことなら、加藤勝信議員が衆議院予算委員会質疑の国会中継でおっしゃっていた

「年収240万の人の厚生年金月額保険料16,412円のうち、基礎年金部分は9千円・・・いやその半分の4千円くらい。」

という計算は、合っていたことになりませぬ。

加藤議員の

「（サラリーマンが）月額保険料のうち、基礎年金部分のために払っている保険料はどれくらいなんですか？」

という質問に対して、金額で答えずにパーセンテージでお答えになった小宮山大臣の答弁から、てっきり構成比率だと思っていました。

駒村さん、ご指摘(?)ありがとうございました。

さて駒村さんは、専業主婦を「収入ゼロ」と見なすと、

「専業主婦である高所得者の妻も（将来）満額の最低保証年金を受け取ることになり、新しい3号制度が発生」

してしまうとおっしゃっていますが、実際のところ高額所得者の世帯に限らず、専業主婦世帯の妻は皆、そういうことになりませぬ。

専業主婦世帯が折半で年金保険料を支払うことには、「同じ収入の単身者や共働きの理解は得られない」というご意見もあるようですが、それでは「子供を保育園に預けて働くサラリー（ウー）マン」は、同じ年金保険料を支払っている「子供なしのサラリー（ウー）マン」との社会的「待遇の違い」についてはいかがお考えなのでしょう。

そういう不公平な部分は置いておいて、自分たちが損をしていると感じる部分だけを問題とするのでは、フェアとはいえないでしょう。

なんで家に居る主婦の価値が分らないのかなあ。

家に居る主婦が減っちゃうと、子供たちが育つ環境もますます悪化っていう悪循環は、そういうカネ勘定だけの人たちには想定外？

時間的なゆとりは経済的ゆとりあってのこと、というのは働く女性たちの決め付けです。

経済的なゆとりよりも、時間的なゆとりの選択をしたお母さんたちも、たくさんいらっしゃることをどうぞお忘れなく。

それに何度も繰り返しているように、「妻の分も含めて2人分を払っているとは言えない。」という意見は、世帯単位の現実を見たくない人たちの「屁理屈」です。

世帯単位で見れば、専業主婦世帯と共働き世帯の公平性は成立している事実は、もういい加減認めてください。

これを認めないと、共働き世帯の妻が現行通りに遺族厚生年金の専業主婦世帯との差額分を受け取れなくなることは、「多様性を認める新しい制度を創りませんか」に記述した通りです。

そうした差額分を受け取れるようになったのは、

「共働きの妻の家事労働も評価され」

てしかるべき、との考え方からでしょうし、

「経済は世帯単位ですから、受給権は個人単位で発生しても、年金の負担能力は世帯単位で考えるべき」

との駒村さんのご意見に私はagreeです。

それにしても、産経新聞の「サラリーマンの妻の年金」アンケートについて、回答した人の65%が「（サラリーマンの）妻も保険料を納付すべき」に賛成票を投じたとか。

これってどんな年齢層の人たちの票だったのでせう。

現在、保険料を支払っている人たちばかりではないとミタ。

それはさて置き、

「収入ゼロの専業主婦は、統計上は高所得世帯に多い。高所得者は余分に負担しているとも言え
」

とおっしゃる駒村さんに、

「専業主婦のいる恵まれた世帯を優遇するのはおかしいとの声が出るのは自然なこと」

とおっしゃる井堀利宏さん。

ウ～ン。

お二人とも、この不況下で年金財政が厳しくなり、ゆとりのあるところから保険料をとりたい、
という世の風潮に訴えかけるような論調をとっていらっしゃる。

そういうことなら、時間的に「恵まれた」専業主婦世帯をターゲットにするのではなく、金銭的
に「恵まれた」世帯（つまり、共働きも専業主婦世帯も）にお願いするのが道理ってものではな
いでしょうか？

専業主婦世帯にも、わが家みたいなのがありますから。

そういう増税の線引きは、世帯収入で800～900万以上といったところでいかがでしょう。（子ど
も手当の所得制限も、このくらいの線引きにした方がよかったと思うのは私だけ？）

その際、専業主婦世帯の「130万の壁」も取っ払った方がフェアかもしれません。

それから、おそらくは財源確保の観点から「専業主婦世帯の増税」に賛成を投じたであろう現在
既に年金受給世帯である方々の、年金受給額も減らして行ってくださいませ。

ない袖は振れないんですからね。

どんなに世の中が荒もうと、家族は社会の最後の砦です。

変な夢見ていないで、そろそろ世帯単位で見ていくようにしないと、個人単位のもの見方では
、世の中がバラバラと解体してしまいます。

誰も子供を育てなくなってしまいますよ。

産まれたばかりの赤ちゃんをお母さんの傍らにおいてあげると、おっぱいを求めて動き始めるこ
とから、人間がこの世に生を受けて最初に欲するものは「安らぎ」で、それは女性の乳房から与
えられるものだ、というお話を、nobvkoの夫が親しくしていただいた日本の母子保健の大御所の
先生からお聞きしたことがあります。

このことのほかにも、男性と女性の生物としての構造の差から、それぞれが果す機能にも役割分
担といっても良い差がおのずと生じている、という理解が一般的になりつつある今日この頃（
違う？）。

つまり、男女の「役割の差は社会が作る」という考え方が旧世紀の遺物となり、「役割の差が社

会を作る」という理解に向かっているようですしね。

そろそろ認めませんか。

人は社会の部品じゃないんですから。

な～んて、年金もらう前にこの世から居なくなりそうな私の意見は、この点に関してはもお金
輪際、変わらないことでしょう。

それをいうなら【2012/06/18】

今朝の産経新聞。

生活欄の『賢く節約まる得のススメ～児童手当～』には、次のような記述がありました。

「共働きの夫婦では収入の多い方が基準になる。世帯の収入は問われないため、例えば、年収1千万円のサラリーマンの夫と専業主婦の妻、子供2人の家庭は制限を受けるが、共働きでそれぞれ年収500万円だとすると満額給付されるという『矛盾』も抱える。」

ホント、矛盾してます。

でも、この例えじゃなんかインパクト薄いなあ。

記事の表によると、共働きで子供2人なら、どちらか収入の多い方が917.8万円以上だと所得制限になるそうですから、夫婦それぞれ900万円の年収があっても、つまり世帯年収が1,800万円であっても児童手当は満額給付になる、ってことですよ。

一方、同じ表で専業主婦／夫のいるサラリー（ウー）マン世帯で子供2人のケースを見ると、960万円が所得制限を受ける目安の年収となっています。

つまり、

「世帯の収入は問われないため、例えば、年収960万円のサラリーマンの夫と専業主婦の妻、子供2人の家庭は制限を受けるが、共働きでそれぞれ年収900万円＝世帯年収1,800万円だとすると満額給付されるという『矛盾』も抱える。」

ってことですよね。

こんなハッキリとした矛盾を、なんで薄めて表現しちゃうかなあ・・・???

まさか、共働きでそれぞれ年収900万円の記者さんやシンクタンカーさんたちが、この記事書いてる？

ああ～、本当に早く日本も、税や社会保障を世帯収入で考える『公平』な国にならないかなあ。
ちなみに我が家は駆け出しの自営業で、2人の子供は高校2年と大学2年の対象外です。

カン違いはどっち！？【2014/05/30】

年収700万は悲劇に陥る危険水準／「わが家はリッチ」のカン違いが生む悲劇- プレジデントオンライン (2014年5月28日11時45分) (http://news.infoseek.co.jp/article/president_12612) というネット記事の、

＞一般的な収入の家庭なら、税金と社会保険の負担は共働き家庭のほうが少なくなることを頭に入れておきたい。

と、最後にちょろっと書かれたこの事実！

今まであれほどメディアは「専業主婦家庭は優遇されていて狭い」というプロパガンダを繰り返して来たのに、カン違いしてたのはどっち！？と声を大にして言いたい私。

反省してようやく正直になった？？

いえいえ、何がなんでも稼がせて納税者の頭数を増やそうと、躍起になっている政府のお先棒担ぎの提灯が取り替えられただけ、ってことと見ました★

とにかくこの手の記事を書く人たちの頭の中はお金のことだらけのようで、他の価値基準がナッシングってところがなんだかなあ。

そして、こんな記事に動かされちゃう御家庭や御仁ばかりだと、本当に日本社会は悲劇的結末を迎えてしまうのに。

子供という次世代を育てる環境のことを、もっと考えましょうよ。

他人に預けてばかりじゃなく！

そして、世帯単位課税を導入しましょうよ。

ドイツやアメリカやフランスがやってるように！

え！？ なんてかって？

損得の算段がお好きな皆さまに、わかりやすい言い方をしましょうか？

あなた方が年老いたとき支えてくれる、次の世代の層を厚くするためですよ。

現状のほころびにパッチを当てるのが好きな、せっかち安倍さんに百年の計を立てるのは無理なのかなあ・・・。

「配偶者控除」見直しについて【2016/09/22】

2007年から主張している私としては、もう諦めの境地になり始めている「配偶者控除」見直し案。

世間は相変わらずで、専業主婦世帯の方が共稼ぎ世帯よりも優遇されている、と信じ込んだまま？

日本が世帯（夫婦合算）単位課税ではなく、個人単位課税である事実もご存じないまま？

どうしたもんじゃろのお状態でなすすべもなくイライラしていた私に、nobvkoの夫は昨晚3つのサイトを見つけてくれました。

http://www5f.biglobe.ne.jp/~mmasuda/ronbun/08430_haigushakoujo.html

<http://homepage3.nifty.com/kinmirai/essay05/1214.html>

<http://blogos.com/article/84609/>

2番目のは前々から引用させて頂いていた筑波大学関連のもの。

1番目と3番目は、これまでの私の主張がまんざらの外れではなかったことを的確に教えてくださるものでした。

特に3番目の2002年に書かれていた論は、配偶者控除が創設された真の理由について簡便に伝えてくださっていました。

「配偶者控除は、1961年に、扶養控除から独立した人的控除として創設された。創設の理由は、個人事業所得者（自営業世帯）が家族従業員に支払う給与を必要経費とした「専業従事者控除」を創設する際に、サラリーマン世帯とのバランスを図るためであった。この専業従事者控除自体が、個人事業者と法人事業者との間の税制のバランス問題から考えられたものであった。現行では、配偶者の年間収入が103万円以下であれば、納税者である世帯主の所得から38万円が差し引かれ、課税対象所得額が小さくなる。

また、所得税率が累進課税となっている現行税制においては、同じ世帯収入の場合には片働き世帯（いわゆる専業主婦のいる世帯）の方が、共働き世帯よりも税負担が重くなる。そこで、配偶者控除の存在によって、共働き世帯の税負担が若干緩和されるという効果がある。」

ここで書かれている最後の一文、「配偶者控除の存在によって、共働き世帯の税負担が若干緩和される」の「共働き」は、前の文から「そこで」と繋がっていることから、「片働き」の誤植と思われます。

こういう、決定的なところでの誤植はキツイ。💧

気を取り直して、要するに配偶者控除は

- 自営業世帯における「専業従事者控除」に相当するもの
- 同じ世帯収入の「共働き世帯」より重い「片働き世帯」の税負担が若干緩和される

という仕組みということ。

こうした視点があることを、どうして報道各機関も政府も少～しも伝えずに、ある意味しらばっくれてるんでしょう???

それどころか、専業主婦をディスる（って言うの？）風評を流布させながら、配偶者控除から夫婦控除へと勢いよくジャンプしようとしています。

おまけに、共働き世帯については『生計の中心者』の稼ぎのみで所得制限を敷こうとしている。これは、課税所得のない専業主婦絶滅のために片働き世帯の被る不公平を拡大するという、増収のための政策誘導に他なりません。

どうせ増収を狙うなら、所得制限は共働き世帯についても世帯（夫婦合算）単位で行なうべきでしょう。

育児や家事、家族の心身の健康維持や介護などに多くの心と時間を費やし、家庭の自助自立を支える専業主婦は、社会保障費の増大抑制にも大きく貢献しています。

共働き世帯が増え、家庭や地域から「子どもを見守る大人の目」が無くなりつつあるなかで、よそのお子さんの情操と安全を守り育むはたらきも担っています。

個人として見れば納税者では無いかもしれませんが、将来に渡り社会保障費の支出を抑制する役割を果たしている専業主婦を絶滅させた先に、どんな未来が待っているのか。

共働き世帯の、特に女性のみなさんは、「隣の芝生は青く見える」心理を利用して、「人を呪わば穴二つ」なことにならないようお気をつけ下さい。